

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に係る  
市民意見募集の実施結果について

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正案について、市民意見を募集したところ、下記のとおり意見の提出がありましたので、その実施結果を報告します。

1 市民参画の手続き（パブリックコメント）

意見募集期間	平成23年10月13日～同年11月12日
意見募集結果公表の方法	◎広報あしや 平成24年2月1日号 ◎市ホームページ（同日付け公開） ◎その他閲覧場所 市役所北館1階行政情報コーナー ラポルテ市民サービスコーナー

2 結果概要

意見の提出件数等	1人 1件
意見の取扱区分	「説明」 1件 素案の趣旨を説明し理解を得るもの
	「回答」 0件 意見に対しての答え
	「素案で考慮済み」 0件 意見の趣旨をすでに素案に織り込み済みのもの
	「実施にあたり考慮」 0件 意見の内容を考慮するもの

3 意見の内容と市の考え方

市の考え方・回答	取扱区分	<p>ご意見の内容</p> <p>数年前、他市で、町内会などの再生資源のごみ集積場所から紙類・缶など再生資源を持ち去った人を警察が逮捕した、との報道を見た。でも、資源ごみが有効活用されるのであれば、ホームレスの方もおられることだし、他の人が回収してしまってもよいのではないか。</p> <p>一般家庭にとっては、再生資源といっても、ゴミであることに変わりはないし、持っていつてくれるのであればだれでもいい、昔はゴミの回収業者がたぐさついた。</p> <p>それから、市が資源ごみの回収に介入する方が、回収によって得られる金額より費用がかかり、税金の無駄遣いということはないか。</p>
<p>市民が排出した再生資源ごみに関する悪質な持ち去り行為に対して、市民や議会から苦情や対策を求める意見や要望が出ている状況を踏まえ、今回、条例化により規制をしようとするものです。</p> <p>今後、条例が施行された場合は、パトロール経費などが生じてまいります。この条例改正については、市民の信頼に応え、市民と市が協同しておこなっている再生資源の回収・リサイクルのしくみを今後も維持・推進していくことが、その趣旨であることをご理解いたします。</p>	<p>説明</p>	